



2



市県民税は毎年1月1日時点の居住地に納める税金です。対象年度の1月1日時点において八街市に住民登録がある方については、税 証明は不要となりますが未申告の場合は書類不備となります。

市県民税が賦課されている方については、①②のどちらかの様式で6月頃に1月1日時点の居住地の役場より明細が送られています。 (両方の様式で届いた方は、①②とも提示願います。)

- ①は銀行等に納付書を添えて納める方、②は給与天引きで納めている方の明細例です。
- ①②の明細が届いたが紛失してしまった場合は、1月1日時点の居住地の役場で市県民税課税証明書を取得し提出願います。 非課税の方には①②のような通知は届きませんので、非課税証明書を1月1日時点の居住地の役場で取得し提出願います。 父、母、その他に子どもを扶養している者がいる場合はその者(祖父等)も含めて課税内容を確認しています。一方の証明書に配偶者控除を受けている旨の記載がある場合は、その証明書で父母両方の課税証明とみなします。